事業主(給与支払者)の皆さまへ

個人住民税・森林環境税の徴収方法は原則すべて「特別徴収」です。
（広島県内一斉に適正実施を行っています。）

◎「普通徴収」として取り扱う場合には、必ず普通徴収切替理由書及び給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄へ特別徴収ができない理由の記号及び略号の記入が必要となります。

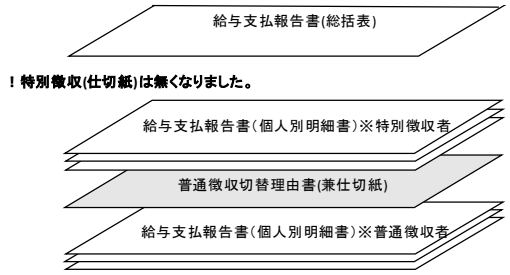


普通徴収切替理由	記号	略号
退職者・5月末日までに退職予定の方（休職者を含む。）	A	退職等
給与の支給額が少なく、特別徴収しきれない方（給与支払額が115万5千円以下で市県民税が非課税となる見込みの方）	B	少額
給与が毎月支給されない方（不定期支給）	C	不定期
他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	D	乙欄
従業員が2人以下の事業所で、特別徴収が困難な方	E	少人数

◎ 理由書の提出及び給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄への記号及び略号の記入がない場合は、原則「特別徴収」として取り扱います。

◎ eLTAXで提出される場合も、特別徴収ができない対象者は摘要欄に、普通徴収の切り替え理由を示す記号及び略式の記載が必要です。

給与支払報告書の綴り方



1月1日以降の退職に係る異動届について

1月1日から4月30日までに従業員が退職し、最後の給与や退職金が住民税額を上回る場合、残る住民税を天引きする一括徴収が法律上の義務となります。
やむを得ず普通徴収を選択する場合は必ず異動届出書の理由欄に記入してください。
なお、異動届の提出は異動（退職等）のあった月の翌月10日までです。

給与支払報告書の1/20（水）までの早期提出並びに、
期限までの異動届出書提出と一括徴収へのご協力をお願いします



三原市公式マスコットキャラクター やっさだるマン

（切り取って仕切紙としてご使用ください）

（三原市提出分）

指定番号

普通徴収切替理由書

（兼仕切紙）

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数	
退職者・5月末日までに退職予定の方（休職者を含む。）	A	退職等		人
給与の支給額が少なく、特別徴収しきれない方（給与支払額が115万5千円以下で市県民税が非課税となる見込みの方）	B	少額		人
給与が毎月支給されない方（不定期支給）	C	不定期		人
他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	D	乙欄		人
従業員が2人以下の事業所で、特別徴収が困難な方	E	少人数		人
普通徴収対象者　報告人数(合計)				人

給与支払者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿